

定例委員会の開催状況

第1 日 時 平成15年3月6日(木)

午前10時 ~ 午後0時25分

第2 出席者 渡邊、荻野、安崎、川口、大森各委員、

長官、次長、官房長、生活安全局長、刑事局長、交通局長、
警備局長、情報通信局長

第3 議事の概要

1 議題事項

(1) 警察法施行令の一部を改正する政令案について

警察庁から、都道府県警察ごとの警察官の定員の基準等を改める警察法施行令の一部を改正する政令案について説明がなされ、決裁を受けた。

委員から、「警察官の増員は、治安の維持や犯罪の発生防止に重要な役割を担った施策の一つであると思う。以前に、増員された人がどういう部門に配置されているかという報告を受けたが、現場強化の方向にあるとのことで安心した。増員された人たちは、警察学校に入校し訓練を受けると思うが、どういう訓練内容になっているのか。また、現状では難しいかもしれないが、全体のコストを勘案し、増員のなかった県を少し減員するなどしてその分必要なところに回すというようなことは、まだ考えられないのか。」旨、質問があり、警察庁から、「3、4年前の不祥事をめぐる議論を踏まえ、幹部の在り方、幹部を

養成する学校教育の在り方、カリキュラム、期間、内容等をよく精査すべきということになった。これを踏まえ例えば初任課程については、職務倫理の問題も含め、どういことを教えていくかということや昇任者を対象とした巡査部長任用科、警部補任用科については期間延長するなどの対策を講じたところである。別の機会に教養制度の在り方について、概括的な説明をさせていただきたい。また、地方警察官の数については、3回にわたる増員が行われた結果、一部の県を除き、ほとんどの府県で増員が行われている。委員の言われた議論も観念的、理論的には十分あり得ると思うが、現実には、どこの県でも現有体制で四苦八苦している状況にある上、どこがどれ位忙しくて、どこが楽なのかを相対的に比較するのは困難である。さらに、多くの県知事からも自分の県を増員してほしいとの要望がなされている状況からすると、そうした方向の検討は難しいのではないかと思う。」「ここに示されているのは政令の定数であり、実際は条例の定数の方が多く、また、知事が増員要求に警察庁にみえる程である。こうした状況を勘案すると、おそらく減員というのは、現実的ではないと思われる。」旨、説明した。

委員から、「以前、部門別配置基準表というのをいただいたが、こうしたデータの取扱いは今後どうするのか。」旨、質問があり、警察庁から、「警察庁としても掌握しておく必要があるので、年に1、2回は、報告していきたい。」旨、説明した。

(2) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案について

警察庁から、インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等の禁止、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための措置等を定める法律案について説明がなされ、決裁を受けた。

委員から、「この法案について、何か違憲の疑いがあるというようなことが一部で言われているようだが、見通しはどうなっているか。」

旨、質問があり、警察庁から、「新聞報道で、そのような記事が出たが、それは、電気通信事業法第4条の「秘密の保護」との関係や規制の対象となるサイトの定義がいわゆる性的なサイトより少し広いものとなっているので、少し広すぎるのではないかということについて主管官庁と議論しているもので、憲法違反だという議論ではない。」旨、説明した。

(3) 火薬類を運搬する場合の包装等の基準を改正する内閣府告示案について

警察庁から、日本工業規格の一部改訂に伴い、火薬類を運搬する場合の包装等の基準を改正する内閣府告示案について説明がなされ、決裁を受けた。

(4) 国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

国家公安委員会あての電子メール、書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を要するものについては、その内容を原案どおり了承した。

2 報告事項

(1) 国会の状況について

警察庁から、2月27日に行われた衆議院予算委員会の状況等について報告がなされた。

(2) 桶川事件をめぐる埼玉県警察本部長の発言について

警察庁から、2月13日、埼玉県警察本部長が、警察署協議会代表者会議において、桶川事件に関し不適切な発言を行った状況、経緯等について報告がなされた。

(3) 宜野湾市長らによる公職選挙法及び政治資金規正法違反事件について

て（沖縄県警察）

警察庁から、「沖縄県警察は、3月4日、宜野湾市長選挙に関し、同市と工事請負契約を締結している建設会社数社から寄附を受けるとともに、建設会社数社から後援会に対する政治活動に関する寄附を受け、同後援会の平成13年度の収支報告書に虚偽の記入をした宜野湾市長を公職選挙法及び政治資金規正法違反で逮捕した。」旨の報告がなされた。

（4）自動車運転代行業法の施行状況に関する調査結果等について

警察庁から、平成14年末における自動車運転代行業法の施行状況、自動車運転代行業者の第二種免許取得者雇用状況等について報告がなされた。

委員から、「国家公安委員会に対する意見・要望の中に、自動車運転代行に係るA B間輸送に関するものがあるが、この問題について警察庁としてどのように考えているか。」、「私も担当課の説明を聞いたが、現場で取り締まる係官にとっては大変難しい問題であろうと思う。また、利用者の便宜という視点を忘れない方がいいのではないかと思う。」旨、質問及び意見があり、警察庁から、「A B間輸送というのは、自動車運転代行業者が酔客を飲食店から酔客の自動車を置いている駐車場まで、いわゆる随伴用自動車を用いて輸送し、今度は、酔客の車に乗り換えて、酔客を乗せていくことである。無償であれば問題はないのだが、有償かつ反復継続の意思をもって業として行っているのであれば、旅客運送事業ということになるので、タクシー業者等からいろいろと問題提起されている。我々としては、第一次的には、国土交通省において、それが旅客運送事業に当たるかどうかの判断をしてもらうとの立場に立ちつつ、国土交通省と緊密に連携を保ちながら必要な指導・監督、取締りが適切に行われるよう、都道府県警察を指導しているところである。」旨、説明した。

（5）残留孤児家族を偽装した戸籍不正取得事件の検挙について

警察庁から、1月から2月にかけて、埼玉県警察、広島県警察及び警視庁が検挙した中国残留孤児の家族を偽装した日本戸籍等の不正取得事件について報告がなされた。

3 その他

- (1) 警察庁から、前回の委員会で委員から質問のあった、全国の射撃場の数等について、「けん銃射撃場は、現在、警察庁、都道府県警察等を合算すると70施設あり、来年度に4警察署に射撃場を設置するほか、レーザー銃を使つての映像射撃のシュミレーターの整備を引き続き行うこととしている。」旨の報告がなされた。